

犬山市がん患者アピアランスケア用品購入費補助金 Q&A

No.	区分	質問	回答
1	補助対象	医療用ウィッグについて、補助対象となるものは何ですか。	全頭用・部分用ウィッグ、毛付き帽子、ケア帽子、頭皮保護用ネットが対象です。 くしやクリナー等の付属品は対象となりません。
2	補助対象	対象となるウィッグは医療用に限りですか。	医療用かどうかに関わらず、がん治療の副作用を原因とする脱毛を補正するためのウィッグであれば対象となります。(JIS 規格適合品以外でも対象となります。)
3	補助対象	ケア帽子について、補助対象となるものは何ですか。	抗がん剤治療などで敏感になった頭皮を乾燥などの刺激から守ることや、がん治療に伴う脱毛を補整することを目的とする帽子であれば対象となります。
4	補助対象	頭皮保護用ネットとは何ですか。	汗取りやウィッグを清潔に保ちウィッグの洗う頻度減らすためなどに使用するウィッグの下にかぶるネット(帽子)です 使い捨ての保護用ネットは脱毛期に髪の毛が落ちるのを防ぐ目的もあります。
5	補助対象	乳房補整具について、補助対象となるものは何ですか。	補整下着(補整パッドと下着が一体になったもの)、補整パッド、人工乳房(肌に直接接着させて使うもの)、補整パッド又は人工乳房を固定するための下着です。
6	補助対象	補助対象となる補整具は、1人1つですか？	いいえ。購入される個数は問いませんので、複数でも対象となります。ただし、申請は1回にまとめて合計額で申請してください。また、いずれの補整具についても申請期限内にあることが必要です。
7	補助対象	ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象となりますか。	対象となりません。購入費用のみを対象としています。
8	補助対象	乳房補整具は左右それぞれで1回申請が可能ですか。	片側、両側にかかわらず1回の申請になります。
9	対象者	対象者の性別、年齢の制限はありますか。	対象者の性別、年齢に制限はありません。 対象者が未成年の場合は、保護者を申請者としてください。
10	対象者	どのような疾患が対象となりますか。	全国がん登録の届出対象となる疾患※1及び、造血幹細胞移植を実施する再生不良性貧血などを対象とします。

			<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍
11	対象者	がん治療を受けた日が3年前ですが、対象となりますか。	治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具を令和4年4月1日以降に購入し、購入後1年以内の申請であれば対象となります。
12	対象者	異なるがんに罹患した場合や再発の場合には、再度申請が可能ですか。	再発・転移など異なるがんに罹患した場合でも、再度の申請はできません。
13	対象者	過去にウィッグで補助を受けました。今回、乳房補整具で補助をうけられますか。	可能です。 (医療用ウィッグ、乳房補整具のそれぞれで1人1回申請ができます。)
14	対象者	代理申請は可能ですか。	対象者本人が申請することを原則としますが、やむを得ない理由で申請を行うことができない場合は代理申請が可能です（委任状が必要）。 対象者が未成年の場合は保護者を申請者としてください（委任状は不要）。
15	補助額	申請者への補助額の端数はどうに扱いますか。	購入額より補助額を算出した際、1,000円未満の端数は切り捨てます。
16	補助額	補整具に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格＋消費税であるため、対象となります。
17	補助額	補整具購入にかかった手数料や送料等は助成対象となりますか。	対象となりません。
18	申請書類	「医療行為同意書」はどのようなものを指しますか。	乳房切除手術や脱毛を副作用とする薬物療法などの医療行為前に医療機関から説明を受けて署名した同意書を指します。
19	申請書類	申請時に必要なものは何ですか。	・犬山市がん患者アピアランスケア用品購入費補助金交付申請書兼請求書

			<ul style="list-style-type: none"> ・がん治療を受けた又は現に受けていること又は治療を受けること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類 ・領収書（原本） ・振込先が確認できるもの（通帳等） ・申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等） ・委任状（申請者と対象者が異なる場合）
20	申請書類	「がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類」とは何ですか。	<p>医療用ウィッグの場合は、脱毛原因の治療内容（抗がん剤名）が確認でき、補助対象者氏名、医療機関名が記載されている「調剤明細書」「薬剤情報提供書」「治療方針計画書」「医療行為同意書」「お薬手帳」等です。</p> <p>乳房補整具の場合は、治療内容（乳房切除術）が確認でき、補助対象者氏名、医療機関名が記載されている「診療明細書」「治療方針計画書」「医療行為同意書」等です。</p>
21	申請書類	領収書にはどのような記載が必要ですか。	<p>申請者または補助対象者の氏名、購入日、購入金額、品名の記載が必要です。</p> <p>品名は補助対象品であることがわかるよう、「ウィッグ」、「ネット」、「毛付き帽子」、「ケア帽子」、「補整下着」、「補整パッド」又は「人工乳房」と記載してください。</p>
22	申請書類	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に品名が記載されていない場合は、納品書や明細書など購入内容がわかるものの写しを添付してください。